



# 「三位一体の原則」を 再考してみよう。

多木 誠一郎

協同組合に関する文献を紐解くと、入門書であれ専門書であれ、協同組合の基本的特質として「三位一体の原則」が挙げられているであろう。協同組合は、協同組合を利用しようとする者が、協同組合の構成員になり、その構成員が協同組合の運営者となり、業務執行を担当するという考え方である。このような原則は、現在でもそのまま維持できるのであるか。三位一体の原則のいわば支分原則である利用者⇨構成員（組合員）という一致の原則についてまず見てみよう。この原則には古くから、員外取引という例外が知られてきた。員外取引の相手方は利用者であるが、組合員でないという意味で、一致の原則と相容れない。わが協同組合

諸法では一様でないが、員外取引を全く認めないという法律はない。取引分量制限が設定されている場合が多い。目を外に向けて例えばドイツでは、定款に員外取引をする旨を定めさえすれば、何らの制約なく員外取引を行える。わが法的状況では、員外取引に例外という位置付けをすることも許されようが、ドイツのような法的状況ではもはや例外であるという位置付けはなしえないであろう。世界的規模でみると、員外取引規制は緩和される傾向にあるという。

一致の原則の維持を難しくする事項として、近時登場してきた投資組合員がある。投資家の資金を協同組合に呼び込むための仕組みである。員外取引とは反対

に投資組合員は組合員であるが、利用者でないという意味で、一致の原則と相容れない。わが協同組合諸法では導入されていないが、2003年に成立したヨーロッパ協同組合法規則で投資組合員が導入されたことを皮切りに、欧州を中心にして各国の内国協同組合法でも導入されているという。

員外取引・投資組合員を考慮に入れても、一致の原則を協同組合の基本的特質として維持し続けることができるのであるか。勿論わが法的状況を前提にすれば未だ維持できようが、ここで問題にしているのは、世界的規模で協同組合の基本的特質について考えた場合のことである。このようなことを考えても何の実益

もなく、机上の空論であるとの批判を受けるやもしれない。しかしわが協同組合の「現住所」を知り、わが協同組合に関する法規整の適否やその理想型を考えるには、世界的規模で協同組合を比較の視座に置いてこそ可能になるであろう。

次いで、同じく支分原則である構成員  
＝運営者（業務執行者）という自己機関制の原則について見てみよう。自己機関制が採用されているのは、協同組合が人的団体であるからと説かれる。要するに構成員相互間ないし構成員・協同組合間の関係が密であり、相互に信頼関係にあるということであろう。自己機関制をとる代表的経済組織は、合名会社である。合名会社のデフォルト設定では構成員は、各々が業務執行権を有しており、構成員の地位と業務執行者の地位が完全に一致している。これに対して協同組合では同じく自己機関制といわれるものの、合名会社と異なり一般に組合員の一部分が、業務執行に携わる理事になるに過ぎない。その他多くの組合員は、単に総会の構成員として運営に参加するに過ぎ

ず、株式会社の構成員である株主と異なるところがない。それどころか総代制を採用する協同組合では、総代でない組合員は株主に付与されている共益権に比肩する権利さえ大幅に制約される。このような状況でも、自己機関制の原則を協同組合の基本的特質として維持し続けることができるのであろうか。

自己機関制の原則をもう一段掘り下げてみよう。上記の通り自己機関制は、協同組合が人的団体であることの現れであると考えられているが、果たして協同組合は人的団体といえるのであろうか。確かに近代協同組合の創成期では、比較的に少数で「顔の見える」関係にある者同士が集まり、協同組合を設立した。このような場合にはまさに人的団体といえた。しかし時代が下り現在では状況は大きく変化した。なるほど組合員数が数十人に過ぎない相互に顔の見える協同組合は現在でも存在する。しかしわが協同組合のみを見ても組合員数が100万人を超えるものもあり、そこまで多くなくとも10万人を超えるもの、1万人を超える

ものも少なからずある。組合員数が千人を超えるのであれば、特に珍しい存在ではなからう。このような現状を前にしても、協同組合は構成員相互間が顔の見える関係にある人的団体であることを前提にし、その基本的特質について論じることは妥当であるといえるのだろうか。

私自身協同組合について書くとき、一方では三位一体の原則やその底流にある人的団体を持ち出してきた。それどころか今後持ち出し続けるのかもしれない。斯くの如く言いながら他方では三位一体の原則について、「協同組合の基本的特質と考え、協同組合が人的団体であることの現れである」と捉えることに対し、現在の協同組合を完全には説明しきれないと感じている。実際目の前にある状況を整合的に上手く説明できない原則は、役に立たないとさえ感じることもある。容易に扱える「感じ」でないが、三位一体の原則について抱いているこのような感じを、深く掘り下げて再考する時が来ているのかもしれない。

（小樽商科大学 教授）